

土木関係災害支援員派遣制度を活用ください!!

土木関係災害支援員とは?

○大規模災害の発生直後、和歌山県内の市町村に赴き、土木・農林業施設の被災情報の収集・整理等を行い、応急対策や早期復旧に寄与することを目的としています。

(以下、簡略のため、「土木関係災害支援員」を「災害支援員」と表記します。)

活動内容・派遣期間等

○活動内容は市町村の庁舎内で行う以下の業務です。

- ・公共土木・農林業施設の被災情報等の収集・整理
- ・簡易な災害対応支援(市町村の災害対策本部等で必要と認められる業務のうち、電話対応や簡易な事務作業等) 等

○派遣期間は発災直後から7日程度です。

○支援活動は無報酬となりますが、旅費の支給及び保険への加入は県が行います。



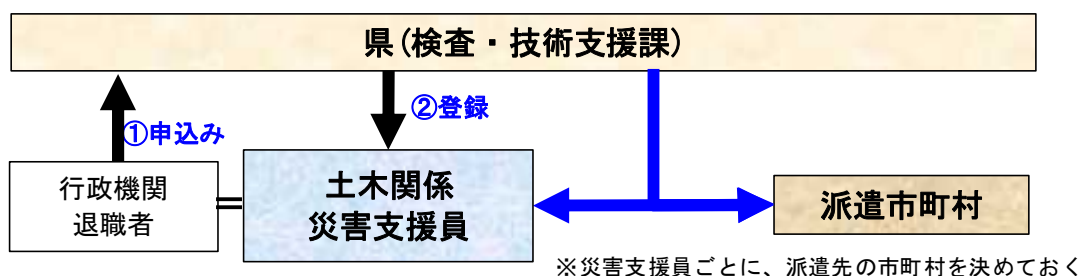
登録要件・登録までの流れ

※ 人材バンクとは別登録となります。

○登録要件は、以下の業務経験がある行政機関の退職者です。

- ・道路、河川、砂防、下水、都市計画、港湾、漁港等の技術的業務
- ・建築、設備等の技術的業務
- ・農業土木、森林土木等の技術的業務

○登録までの流れは以下のとおりです。



しくみ

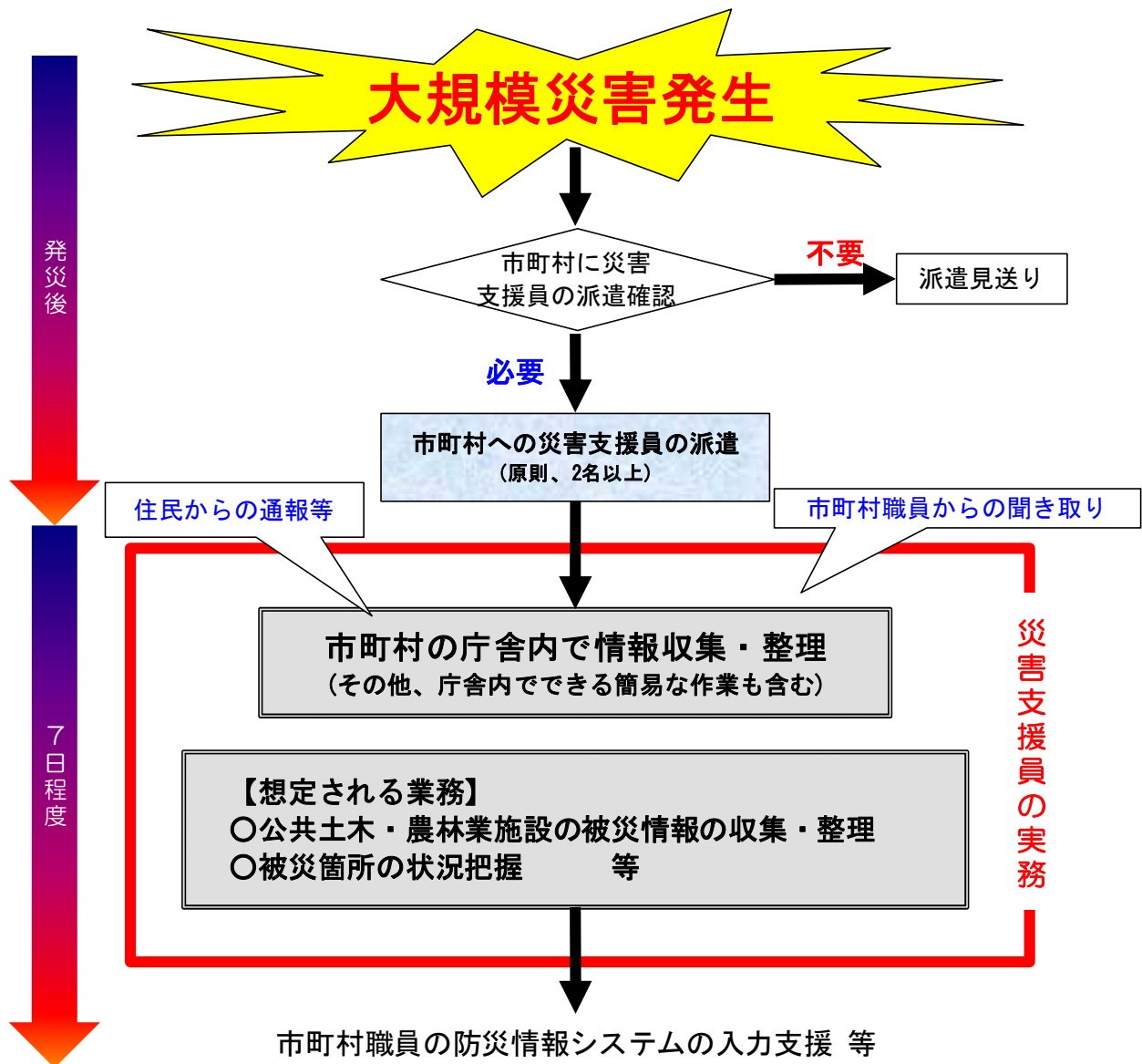
○市町村からの派遣要請を受け、県が活動可能な災害支援員を市町村に派遣します。

○災害支援員は、市町村の災害担当部署の指示に従い、市町村の庁舎内で被災情報の収集・整理等を行います。

(詳細については、要綱、要領、登録者向けQ&Aをご確認下さい。)

○災害支援員の登録者数は、現在32名です。(R6.4.1時点)

○支援活動までの流れは以下のとおりです。



登録申込、各種お問い合わせ

○下記担当までお願いします。

〒640-8585 和歌山市小松原通り 1-1
担当：川邊、町田
TEL 073-441-3260(直) FAX 073-427-0311
メール e0816001@pref.wakayama.lg.jp

ぜひ登録をお願いします!!



○申込書等の備付場所

検査・技術支援課(和歌山県庁 南別館 8F)
または、インターネット検索サイトから

検査・技術支援課 災害支援員

検索